

「(介護予防) ショートステイカーサ・ミッシェ 料金表」

(平成30年4月1日現在)

① 施設利用料：介護予防併設型ユニット型短期入所生活介護（I）

	利用料金		加算算定項目
	1割負担	2割負担	
要支援1	512円	1,024円	
要支援2	636円	1,272円	
機能訓練体制加算	12円	24円	1日につき常勤の機能訓練指導員を配置
個別機能訓練加算	56円	112円	機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置・3ヵ月に1回以上、自宅訪問を行い訓練内容等の見直しや進捗状況の説明を行うこと
サービス提供体制強化加算(I)イ	18円	36円	介護福祉士が60%以上配置されていること
(※)短期入所生活介護送迎加算	184円	368円	居宅から施設までの送迎を実施した場合
介護職員処遇改善加算(I)	8.3%		基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に対し加算率分を乗じた単位数が算定される

(※) 短期入所生活介護送迎加算…標記の金額は片道あたり。通常実施地域は郡山市（熱海・湖南地区を除く）及び須賀川市前述の実施区域を越えて送迎を実施した場合は、通常の実施区域の境界からご利用者の居宅までの往復距離に1kmあたり20円または40円を上乗せし算定する。

【その他】夜勤職員配置加算、緊急短期受入加算、若年性認知症利用者受入加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算、長期利用者に対する減算は、介護予防短期入所生活介護では算定されません。

② 滞在費（ユニット型個室・I）

	負担限度額
第1段階	820円
第2段階	820円
第3段階	1,310円
第4段階	1,970円
基準費用額	1,970円

③ 食費

	負担限度額
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階	650円
第4段階	1,380円
基準費用額	1,380円

(負担限度額認定による利用者負担段階)

第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方、生活保護等を受給されている方
第2段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
第3段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、上記第2段階以外の方
第4段階	上記以外の方（市区町村民税課税世帯）

※世帯が同じかどうかに関わらず、配偶者が市区町村民税を課税されている場合、本人と配偶者の預貯金等の額が基準額を超える場合（配偶者がいる方：合計2,000万円、配偶者がいない方：1,000万円）には、負担限度額認定の対象外となります。